７建企第　９８号
令和７年９月３０日

土木部各課長・室長
（総括課長補佐経由）
土木関係各地方機関長
（検査指導幹、石木ダム建設課長経由）
様

建設企画課長
（公印省略）

週休２日工事における工事成績評定の運用の改定について（通知）

週休２日工事における工事成績評定については、令和６年９月９日付６建企１４３号により運用しておりますが、下記のとおり改定したので通知します。

記

１．長崎県建設工事成績評定要領での運用内容
・別紙のとおり。
・本運用は、「週休２日モデル工事の試行要領」による週休２日モデル工事を対象とする。

２．運 用 日：工事完成確認日が令和７年１０月１日以降のもの

■担当　土木部建設企画課技術情報班　田添、平田
095－894－5448

◎週休２日工事の評価の運用

別紙

「週休２日モデル工事の試行要領」により、試行対象工事として発注した全ての工事を対象とする。

○ ［主任監督員］　２．施工状況　Ⅱ.工程管理　において、以下の項目で評価する。

別紙－２ ①

考査項目別運用表　（主任監督員）

考査項目	種別	工種	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ工程管理		□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である	□ 不適切である
評価対象項目とする場合は、左の□をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の□をチェックする。 （「■」は必須項目）			「評価対象項目」 □ □ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ■ □ ②工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ■ □ ③実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。　※ ２－Ⅱ－１９－１） □ □ ④機械条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。　※ ２－Ⅱ－１９－２） □ □ ⑤時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ■ □ ⑥工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ■ □ ⑦適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ■ □ ⑧休日の確保を行っている。　※ ２－Ⅱ－１９－３） ■ □ ⑨計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。　※ ２－Ⅱ－１９－４） □ □ ⑩その他 理由： ●判断基準 評価値が９０％以上・・・・・・・・ a 評価値が８０％以上９０％未満・・・ b 評価値が８０％未満・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象項目は左の□にチェックを記入する。 ② 評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（0%）=該当項目数（0）/評価対象項目数（６） ④なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば・・・e

■ □ ⑧休日の確保を行っている。　※通期の週休2日~~４週８休~~以上で評価

□ □ ⑩その他（理由：通期の週休2日~~４週８休~~以上を実施）　※通期の週休2日~~４週８休~~以上で評価

~~○ ［主任監督員］　５．創意工夫　Ⅰ.創意工夫　において、以下の項目で評価する。~~

別紙－２ ④

考査項目別運用表　（主任監督員）

考査項目	種別	工種	施工	その他
5. 創意工夫	1. 創意工夫		□ ①施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備設付後の試運転調整に関する工夫。 □ ②コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	□ その他 理由：

※創意工夫において週休２日の加点評価は行わない。

□ ICT活用工事において、必須項目2は全てICTを活用した工事
※本項目は1点の加点とする。※に該当する場合はチェックしない。
□ ICT活用工事において、全ての項目（①～⑤）でICTを活用した工事
※本項目は2点の加点とする。
□ ④特殊な工法や材料を用いた工事。
□ ⑤書類に技術力が反映されていると評価する技術を用いた工事。
【時間短縮】
~~□ ⑥ICT活用工事において、ICTを利用した技術（ICT建設機械を含む）を活用した施工を行った工事。~~
~~※本項目は2点の加点とする。~~
~~□ ⑦ICT活用工事において、ICTを利用した技術（ICT建設機械を含む）を活用した施工を行った工事。~~
~~※本項目は4点の加点とする。~~
~~□ ⑧ICT活用工事において、ICTを利用した技術（ICT建設機械を含む）を活用した施工を行った工事。~~
~~※本項目は6点の加点とする。~~
~~□ ⑨ICT活用工事において、ICTを利用した技術（ICT建設機械を含む）を活用した施工を行った工事。~~
~~※本項目は8点の加点とする。~~
~~※本項目は1点の加点とする。~~
~~※本項目は2点の加点とする。~~
~~※本項目は4点の加点とする。~~
~~※本項目は6点の加点とする

◎災害復旧工事の評価の運用

別紙

○ ［主任監督員］　２．施工状況　Ⅱ.工程管理　において、以下の項目で評価する。

別紙－２ ①

考査項目別運用表　（主任監督員）

考査項目	種別	工種	a	b	c	d	e
2. 施工状況 評価対象項目とする場合は、左の□をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の□をチェックする。 （「■」は必須項目）	Ⅱ工程管理		□ 適切である	□ ほぼ適切である	■ 他の評価に該当しない	□ やや不適切である □ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 不適切である □ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば・・・e

「評価対象項目」
- □ □ ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
- ■ □ ②工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。
- ■ □ ③実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。　※ ２－Ⅱ－１９－１）
- □ □ ④現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。　※ ２－Ⅱ－１９－２）
- □ □ ⑤時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
- ■ □ ⑥工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
- ■ □ ⑦適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
- ■ □ ⑧休日の確保を行っている。　※ ２－Ⅱ－１９－３）
- ■ □ ⑨計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。　※ ２－Ⅱ－１９－４）
- □ □ ⑩その他
  理由：

●判断基準
- 評価値が９０％以上・・・・・・・・ a
- 評価値が８０％以上９０％未満・・・ b
- 評価値が８０％未満・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象項目は左の□にチェックを記入する。
② 評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（0%）=該当項目数（0）/評価対象項目数（６）
④なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

■ □ ⑧休日の確保を行っている。　※通期の週休２日災害復旧工事であれば４週４休以上で評価

□ □ ⑩その他　（理由：通期の週休2日以上を実施災害復旧工事）　※通期の週休２日以上で災害復旧工事であれば評価~~（厳しい現場環境の中で工期内に完成させた）~~

○ ［担当課長］　２．施工上状況　Ⅱ.工程管理　において、以下の項目で評価する。

別紙－３ ①

考査項目別運用表　（担当課長）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

考査項目	種別	工種	a	b	c	d	e
2. 施工状況 該当する項目の□をチェックする。	Ⅱ工程管理		□ 優れている	□ やや優れている	■ 他の評価に該当しない	□ やや劣っている □ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 劣っている □ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当があれば・・・e

「評価対象項目」
- □ ① 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ ② 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
- □ ③ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。
- □ ④ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- □ ⑤ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
- □ ⑥ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
- □ ⑦ その他
  理由：

●判断基準
- 該当項目が３項目以上・・・・・・ a
- 該当項目が１～２項目　・・・・ b
- 該当項目なし　・・・・・・ c

~~□ ⑤災害復旧工事など、特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。~~

~~※災害復旧工事で工期内で適切に完成させたら評価~~

□ ④工程管理に係る積極的な取り組みがみられた　※通期の週休２日以上で評価

□ ⑦その他　（理由：通期の週休2日以上を実施災害復旧工事）　※通期の週休2日以上で災害復旧工事であれば評価

○ ［担当課長］　４．工事特性　Ⅰ.施工条件への対応　において、以下の項目で評価する。

		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ④ 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ⑤ 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ⑥ 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ⑦ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ⑧ 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事 □ ⑨ 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ ⑩ その他 理由： ※上記の対応事項に１つ以上し点がつけば６点の加点とする。	（④、について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （⑤、について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。	（⑥、について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （⑦、について） ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。	（⑧、について） ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、２４時間対応の施工等により早期完成が求められる工事 （⑨、について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （⑩、について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ ⑪ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ ⑫ 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件が影響が大きな工事 □ ⑬ 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ ⑭ 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ ⑮ 維持補修工事等規模に比べて地元調整等の手間がかかる工事（新設） □ ⑯ その他 理由： ※上記の対応事項に１つ以上し点がつけば４点の加点とする。	（⑪、について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （⑫、について） ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。	（⑬、について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、舗装を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事。 （⑭、について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事	（⑭、について） ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。 （⑮、について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における緊機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応

□ ⑧事故や災害発生直後等への緊急的な対応が必要な工事　※災害復旧工事であれば評価

Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応

□ ⑬被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事　※災害復旧工事であれば評価

週休２日モデル工事の改定概要【令和７年１０月改定】

	発注者指定型 （令和6年10月改定）	受注者希望型 （令和6年10月改定）
適用時期	令和6年10月～令和7年9月起工	令和6年10月～令和7年9月起工
対象工事	・ 設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札により発注する工事。 ・ 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	・ 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当しない工事。 ただし、下記※に該当する工事は除く。 ※ 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	月単位または通期の４週８休以上	月単位または通期の４週８休以上
実施方法	・ 週休２日の実施パターン（月単位または通期の４週８休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の４週８休以上となる休日確保は必須。 ・ 月単位の４週８休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の４週８休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず４週８休以上達成が評価対象、月単位の４週８休以上が未達成でもペナルティはないが通期の４週８休以上が未達成の場合は減点） ・ 月単位の４週８休実施を宣誓せずに月単位の４週８休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除。	・ 週休２日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の４週８休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 ・ 月単位の４週８休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の４週８休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に関わらず４週８休以上達成が評価対象、月単位または通期の４週８休が未達成でもペナルティはない） ・ 月単位の４週8休実施を宣誓せずに月単位の４週８休を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除
経費補正の計上方法	・ 当初は通期の４週８休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） ・ 月単位の４週８休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の４週８休以上に変更。 ・ 通期の４週８休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし） ・ 現場作業期間が１月に満たない工事については、月単位の４週８休以上の補正経費を適用しない。	・ 当初は通期の４週８休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上） ・ 月単位の４週８休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の４週８休以上に変更。 ・ 通期の４週８休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし） ・ 現場作業期間が１月に満たない工事については、月単位の４週８休以上の補正経費を適用しない。
成績評定の加点	最大2.4点 （文書通知発出時は加点なし）	最大2.4点 ※施工ﾌﾟﾛｾｽﾁｪｯｸの対象を４週６休以上から4週8休以上に改定
成績評定の減点	-2点	なし

	発注者指定型 **（令和7年10月改定）**	**受注者希望型** **（令和7年10月改定）**
適用時期	**令和7年10月起工～**	**令和7年10月起工～**
対象工事	・ 設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札により発注する工事。 ・ 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。	・ 土木部（営繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当しない工事。 ただし、下記※に該当する工事は除く。 ※ 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事（応急工事等）
実施内容	**完全週休２日（土日）または** **月単位の週休２日**	**完全週休２日（土日）または** **月単位の週休２日**
実施方法	・ 週休２日の実施パターン（**完全週休2日（土日）**または月単位の**週休２日**）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の**週休２日**以上となる休日確保は必須。 ・ **完全週休２日（土日）の**実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を**月単位の週休２日から完全週休２日（土日）**に変更するが、**完全週休２日（土日）**達成に係る評点の上乗せは行わない。**（通期の週休２日以上達成が加点対象、完全週休２日（土日）**が未達成でもペナルティはないが**通期の週休２日が未達成の場合は減点）** ・ **完全週休２日（土日）の**実施を宣誓せずに**完全週休２日（土日）**を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除。 ・ **港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、完全週休２日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正は行わない。**	・ 週休２日の実施パターン（**完全週休２日（土日）**または月単位の**週休２日**）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。 ・ **完全週休２日（土日）の**実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を**月単位の週休２日から完全週休２日（土日）**に変更するが、**完全週休２日（土日）**達成に係る評点の上乗せは行わない。**（通期の週休２日以上達成が加点対象、通期の週休２日**が未達成でもペナルティはない） ・ **完全週休２日（土日）の**実施を宣誓せずに**完全週休２日（土日）**を達成しても、補正経費の変更は行わない。 ・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休２日対象期間から控除 ・ **港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、完全週休２日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正は行わない。**
経費補正の計上方法	・ 当初は**月単位**の**週休２日の**補正経費を計上して発注。 ・ **完全週休２日（土日）**を宣誓し達成した場合は、補正経費を**完全週休２日（土日）**に変更。**（港湾・漁港は除く）** ・ **月単位の週休２日を**未達成の場合は、**週休2日の**経費補正を減額。 ・ **現場作業期間が１週間に満たない工事については、週休２日モデル工事の対象外とする。**	・ 当初は**月単位**の**週休２日の**補正経費を計上して発注。 ・ **完全週休２日（土日）**を宣誓し達成した場合は、補正経費を**完全週休２日（土日）**に変更。**（港湾・漁港は除く）** ・ **月単位の週休２日を**未達成の場合は、**週休2日の**経費補正を減額。 ・ **現場作業期間が１週間に満たない工事については、週休２日モデル工事の対象外とする。**
成績評定の加点	**最大2.0点** **※通期の週休２日以上達成で加点** （文書通知発出時は加点なし）	**最大2.0点** **※通期の週休２日以上達成で加点**
成績評定の減点	-2点	なし

※完全週休２日（土日）：対象期間全ての週で土日の現場閉所を実施
月単位の週休２日：対象期間の全ての月で４週８休以上の現場閉所を実施
通期の週休２日：対象期間全体で４週８休以上の現場閉所を実施